

緩和医療専門薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設、緩和医療暫定指導薬剤師 関連Q&A
(最終更新：2024年4月)

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。(緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、
 緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設)

カテゴリ	詳細	質問	回答
緩和医療専門薬剤師			
その他書類 様式4-1	研修証明書 (評価表) 1.4資料提出	複数の「自己評価」がありますが、この自己評価は、申請者のことを評価するのか、指導薬剤師が指導薬剤師自身のことを評価するのか、どちらになるのでしょうか。 また、1.4 資料提出においては、申請者の氏名が入っていることが条件でしょうか？あるいは、指導薬剤師の氏名が入っていることが条件でしょうか？	【申請者が暫定指導薬剤師の場合】 研修証明書の1ページ目の氏名は、申請者の氏名を記載します。暫定指導薬剤師が自身で自己評価を行います。 【申請者が認定薬剤師の場合】 研修証明書の1ページ目の氏名は、申請者と同じ研修施設に在籍する暫定指導薬剤師の氏名を記載します。シート名が「自己評価」となっており恐れ入りますが、暫定指導薬剤師が、申請者を評価してください。この場合の1.4資料提出は、申請者氏名が確認できるポスター等をご用意ください。
その他書類 様式4-4	1.4資料提出	高校生に対して社会人講師として講義したものは適用となりますか？	講義が緩和ケアに関するものであれば可です。ポスターや案内状の演題を見て審査いたします。
	1.4資料提出	演者・ファシリテーターとして参加した緩和ケアに関する研修会・研究会等開催時のポスター等（日本緩和医療薬学会の認定は問わない）あるいは、自施設または外部との自主的な研究会もしくは自らが企画する講演会等の企画運営の証明書類を提出して下さい（自施設緩和ケア医の印鑑などで公証する）。 ★外部3回以上を含む8回以上 とありますが、PEACEやその他の外部における講習会・研修会にファシリテーターとして参加した場合、ポスターに申請者の氏名が入っていない場合があります。この場合についても、自施設緩和ケア医の印鑑などで公証した証明書類を提出することで、研修証明とできるのでしょうか。	ポスターに申請者名が入っておらず、自身が講師／ファシリテーターとして参加していたことが証明できない場合は、ポスターに加えて下記のような書類をご提出ください。 ・講師／ファシリテーター依頼状や招聘状など ・研修会開催に関わる組織委員会名簿など ・申請者が企画運営に携わったことが分かる証明書「日程・会の名称・申請者の役割・自施設緩和ケア医など主催代表者の印」を記載のこと。

緩和医療専門薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設、緩和医療暫定指導薬剤師 関連Q&A
(最終更新：2024年4月)

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。(緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、
 緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設)

カテゴリ	詳細	質問	回答
緩和医療専門薬剤師			
様式5	症例報告書	xii.緩和医療領域の薬剤管理指導の実績について、本学会所定の様式に従い別に定める複数領域で10症例を提示できること。 *：2016年1月1日～2020年12月31日の期間内に入退院した症例とする。 とあります。 外来通院での関わり（外来患者）の症例でもよろしいでしょうか。入院患者限定でしょうか。	通院患者も外来で入院時と同様に十分なフォローができた症例であれば構いません。
申請資格vii 研修施設での5年間の研修	-	専門薬剤師の要項で「本学会が認定する緩和医療専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修カリキュラムに従って、薬物療法と緩和ケア等に関する5年間以上の研修歴を有すること。」とありますが、自身が暫定指導薬剤師である場合、研修はどうなるのでしょうか。	暫定指導薬剤師は自身の所属施設について、緩和医療専門薬剤師研修施設の認定申請を行います。今後、緩和医療専門薬剤師の認定申請をされる方は、研修施設において5年間以上の研修歴を有することが要件となります。複数の施設をまたぐ場合は、各研修施設での研修歴の合計が5年間以上である必要があります。 ただし、当面の間は暫定指導薬剤師が5年に遡り研修を評価します。自身が暫定指導薬剤師である場合、2020年3月1日以前（研修制度発足前）の研修歴については、研修施設の在籍期間を問わず「その他書類4：研修証明書（評価表）」に基づいて総合的に評価を行います。
緩和医療専門薬剤師研修施設			
全体	-	研修施設の認定資格を維持するには、暫定指導薬剤師の在籍が必須でしょうか。	必須です。暫定指導薬剤師が不在になる場合は、認定を返上していただく必要があります。返上方法については学会事務局にお問合せください。
申請資格2 チーム・病棟	-	施設に緩和ケアチーム（緩和ケア病棟）がありますが、自分自身は所属しておりません。申請可能でしょうか。	申請可能です。
	-	緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟について、診療加算は必要でしょうか。	不要です。

緩和医療専門薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設、緩和医療暫定指導薬剤師 関連Q&A
(最終更新：2024年4月)

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。(緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、
 緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設)

カテゴリ	詳細	質問	回答
緩和医療暫定指導薬剤師			
申請資格3	-	認定薬剤師の認定取得時は病院薬剤師として取得しました。直近の認定更新は、薬局薬剤師でした。 緩和医療暫定指導薬剤師へ申請はできないでしょうか。	直近の認定更新時に、薬局薬剤師として更新された方も 下記条件に全て当てはまれば、緩和医療暫定指導薬剤師へ申請可能です。 ・緩和薬物療法認定薬剤師資格取得時に、病院薬剤師として取得された方 ・暫定指導薬剤師申請時に、病院薬剤師として勤務している方 ・暫定指導薬剤師申請時に、病院における緩和医療3年従事の証明や、病院長の推薦書がある方
申請資格4 資格所持	-	現在認定薬剤師の資格更新が保留状態の場合、申請は可能でしょうか。	保留期間中は申請できません。ただし、保留申請をしているが、申請時において認定期間中の場合は申請が可能です。 (2019年度に保留申請を行い、2020年4月1日～2021年3月31日が保留期間となる場合、2019年3月時点では認定期間中である為、申請が可能)
全体	-	様式4(ポイント集計表)の「名称」欄はどのように記載すればよいでしょうか。	提出書類と照合できる名称で記載してください。論文の場合は、著者名(発表年)、タイトル、雑誌名、巻数、掲載ページを記載してください。
全体	-	様式4一式PDFデータがアップロードできません。	高解像度などでPDFの容量が大きき場合は、インターネット回線によってはタイムアウトしアップロードできない可能性があります。容量を小さくしてお試しください。
申請資格5 50ポイント	年会関連	「申請時5年間(2016年8月1日～2021年7月申請時点まで)で50ポイント以上」とされています。2016年年会は6月に開催されており、また、2020年は中止になったことから、2016年を含めることができない場合、2017年、2018年、2019年、2021年の4回しかポイント計上できなくなってしまう。申請期間は過去5年間の基準にしているのであれば、年会も5回計上できるよう、2016年を含めてよい、などの対応が必要ではないでしょうか。 年会の発表はシンポジウムは対象になりますか。	緩和医療暫定指導薬剤師は、緩和医療専門薬剤師を育成する立場のため申請要件に特例を設けません。 毎年募集予定ですので、要件が揃いましたらご応募ください。 恐れ入りますが、あしからずご了承ください。 対象外です。一般演題のみが対象です。

緩和医療専門薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設、緩和医療暫定指導薬剤師 関連Q&A
(最終更新：2024年4月)

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。(緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、
 緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設)

カテゴリ	詳細	質問	回答
緩和医療暫定指導薬剤師			
申請資格50ポイント	教育関連	緩和ケア研修会PEACEのファシリテーターとしての参加につきましての解釈をお伺いしたいです。PEACEにファシリテーターとして参加した場合(講師としての参加ではない)、「院内および地域における指導」の2ポイントとして取り扱われるのでしょうか。 ポイントして扱うことができた場合、例えば、年に3回PEACEにファシリテーターとしての参加依頼があった場合、1回毎に2ポイントとして扱われ、2ポイント×3回→計6ポイントとしてカウントできますでしょうか。	PEACEは定型の講習会と見なされ、企画2ポイントは認められません。ファシリテーターとしての参加については、「研修会のファシリテーター」2ポイントとして申請可能です。2ポイント×3回→計6ポイントとして申請可能です。
	教育関連	教育関連の企画・講師のポイントは、緩和薬物療法認定薬剤師の単位発行が認められている研修会は全て該当しますでしょうか。	当学会が認める認定講習会であれば、企画または講師ポイントの取得が可能です。
	教育関連	教育関連で企画し、講師も行った場合、両方のポイントが取得できますか。	両方の取得が可能です。
	教育関連	「院内および地域における指導」について、どのような証明証が必要でしょうか。	原則、案内状・プログラム等（WEBに掲載されているプログラム・チラシ・ポスター等）で日程および氏名が確認できるものをご用意ください。氏名の記載がないなど確認できない場合、組織委員会名簿など関連が分かる資料を追加でご用意ください。万が一、上記のご用意が難しい場合、主催者より証明書をいただってください。証明書には「日程・会の名称・役割・代表者の署名」の記載を入れてください。書式は問いません。
	教育関連	実務実習は、講師のポイントの対象ですか。	実務の一環であるため認められません。
	教育関連	大学での薬学生への講義は、講師のポイントの対象ですか。	対象となります。

緩和医療専門薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設、緩和医療暫定指導薬剤師 関連Q&A
(最終更新：2024年4月)

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。(緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設)

カテゴリ	詳細	質問	回答
緩和医療暫定指導薬剤師			
申請資格50ポイント	論文関連	論文関連について、既に採択されているがまだ雑誌が発刊されていない場合、ポイントとすることは可能でしょうか。	可能です。提出書類は採択通知（メール可）とワードなどで全文をご用意ください。ポイント集計表に記載する日程は採択通知日の発行日（メール送信日）としてください。
	論文関連	論文のポイントについて、がん化学療法の支持療法に関する論文は、緩和医療領域でしょうか。	副作用症状の緩和や予防を目的とする薬物療法等について、その有用性に関する調査、検討を含むものは緩和医療領域として認められます。ただし、抗がん剤の副作用症状の発現状況やリスク因子の解明は、緩和医療領域とは認められません。 がん領域の研究には多様性があり、緩和医療とそれ以外を画一的な判断ができない場合があります。その研究内容が緩和医療を専門とする薬剤師が率先して取り組む研究領域かという観点で総合的に判断します。
	論文関連	その他の緩和医療に関する邦文雑誌について、緩和ケアの領域であればどのような雑誌でも対象でしょうか。	査読が2名以上で実施されている雑誌のみが対象です。
	査読関連	「日本緩和医療薬学雑誌」の査読をしたことがありますが、何件したか記録が残っていません。どのようにすればよろしいでしょうか。 同論文を複数回査読した場合、ポイントはどのようになりますか。	財団法人学会誌刊行センター内 日本緩和医療薬学会 学会誌編集部にてお問い合わせください。 同論文の場合、何回査読してもポイントは5になります。
様式3 様式5	－	大学と病院の両方に勤務しています。推薦書は学長・病院長のどちらにいただければ良いでしょうか。	本資格は指導施設要件に関わるものの為、教育機関は関係しません。【様式5】の「施設長名あるいは開設者名」は病院長、【様式3】の「所属長名」は薬剤部長や緩和医療部門長などを指します。
その他	－	学会参加や学会発表、論文などが全て旧姓ですが申請はどのように行ったらよいでしょうか。	様式1（表紙）の職歴欄にて旧姓・新姓が分かるように記載してください。